平成17年3月29日国土交通省河川局

鶴見川水系工事実施基本計画	鶴見川水系河川整備基本方針(案)	
鶴見川水系工事実施基本計画	鶴見川水系河川整備基本方針(案)	
目 次	目 次	
1.河川の総合的な保全と利用に関する基本方針 ・・・・・・ 1	 1.河川の総合的な保全と利用に関する基本方針 ・・・・・・・ 1 	
	(1)流域及び河川の概要 ・・・・・・・・・・・・ 1 (2)河川の総合的な保全と利用に関する基本方針 ・・・・・・ 6 ア 災害の発生の防止又は軽減・・・・・・・・・ 6 イ 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持・・・・・・ 7 ウ 河川環境の整備と保全・・・・・・・・・ 8	
2 . 河川工事の実施の基本となるべき計画に関する事項 ・・・・ 1 0	 2.河川の整備の基本となるべき事項 ・・・・・・・・・ 10	
 (1)基本高水並びにその河道及び洪水調節ダム等への配分に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(1)基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	

鶴見川水系河川整備基本方針(案)

1.河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

鶴見川水系は、その源を東京都町田市地内に発し、多摩丘陵を東流し、恩田 川、鳥山川、早淵川、矢上川等を合わせ、流向を南東に転じ、横浜市鶴見区の 工業地帯を湾曲して流過し東京湾に注ぐ。

崎、横浜の市街地を貫流し、都市河川として重要な水系である。

1.河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

(1)流域及び河川の概要

鶴見川は、その源を東京都町田市上小山田の谷戸群の一角(田中谷戸:標高 約170 m)に発し、多摩丘陵と下末吉台地を東流し、沖積低地の入り口付近で その流域は、東京都及び神奈川県にまたがり、面積は235k㎡で、下流部は川 関田川と合流、その後は流れを緩やかにして神奈川県横浜市街地を東へと貫流、 鳥山川、早淵川、矢上川を合わせた後、左岸に神奈川県川崎市街地を望みなが ら南東に流下、京浜工業地帯から東京湾に注ぐ、幹川流路延長43km、流域面積 |235k㎡の一級河川である。

> その流域は、東京、神奈川の1都1県にまたがり、町田市、稲城市、川崎市、 横浜市の2政令指定都市を含む4市からなり、流域の土地利用は、宅地等の市 街地が約85%、森林や農地等が約15%となっている。流域内には、過密な市街 地が全体に分布しており、首都圏における社会・経済・文化等の基盤を成すと ともに、都市地域に残された貴重な自然環境・河川景観を有することから、本 水系の治水・利水・環境についての意義は、きわめて大きい。

> 鶴見川流域は、標高80~170mという低い標高の丘陵地帯が分水界を成し、河 床勾配は、源流から恩田川合流点付近までの上流部は約1/250であり、沖積低 地の中下流部は、約1/1000の緩勾配となる。

> 鶴見川流域は、その7割が大きく起伏した丘陵・台地地域のため、かつては 沖積低地のような開発は行われず、自然豊かな環境・景観が形成されていた。 しかし、高度経済成長の時代に突入した昭和30年代中頃より、住宅立地の需要 が急増し、また、東海道新幹線やJR東日本の諸線、東京急行電鉄等の鉄道網 や一般国道 1 号・246号、東名高速道路等の幹線道路網が流域全体を上下流問 |わず横断する形で発達したことと相まって、急激に開発が進められた。昭和33 年当時は流域内の市街地率約10%、人口約45万人程度であったが、平成15年に は市街地率約85%、人口約188万人となっており、人口密度は流域平均約8,000 人/km²にも及んでいる。この市街化により、谷戸や低平地の農地はほとんど

岡九川がホエ子夫が至予川自こ嗣元/	川小分川川笠禰埜平万町(余)の刈に衣 ⊤
鶴見川水系工事実施基本計画	鶴見川水系河川整備基本方針(案)
	姿を消し、自然主体の流域から都市主体の流域へと変貌した。
	流域の7割は丘陵・台地で保水・浸透機能が高い赤土とよばれる関東ローム
	層で覆われており、残り3割が沖積低地でシルト質の軟弱な地盤となっている。
	流域の平均年間降水量は、約1,400~1,600mmとなっている。
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
	鶴見川流域では、市街化が著しく進行するなかで、源流付近に残るまとまっ
	た緑地や市街地内に点在する緑地などが貴重な自然環境と自然景観を形成して
	いる。
	源流付近は、丘陵地や台地が浸食され複雑に刻まれた地形である谷戸などが
	多く残り、この地域特有の貴重な自然環境を残している。豊富な湧水が集まる
	水域には、絶滅危惧種であるホトケドジョウ、ギバチ、スナヤツメ、メダカな┃
	どの魚類が生息している。また、オオタカなどの猛禽類やイタチなどの哺乳類
	が見られる。
	多摩丘陵を流下する上流域は、昭和30年代中頃からの大規模な宅地開発によ
	□、沿川の谷戸などの自然環境はほとんど消失し、農地も減少した。河川の河
	岸はコンクリートブロックの護岸で整備されている区間が多いが、一部にはオ┃
	ギ、ミゾソバ、セリ・クサヨシ群落、絶滅危惧種であるタコノアシやカンエン┃
	ガヤツリなどの植生が見られる。
	多摩丘陵を抜け下末吉台地に挟まれた沖積低地を流下する中流域は、市街地
	が形成され、沿川には農地がわずかに残されている。河川には高水敷と自然河
	岸が多く、州も形成されいる。高水敷には、メヒシバ群落やクズ群落、ヨシ・
	オギなどの群落が形成され、オオヨシキリなどの鳥類の貴重な繁殖地や絶滅危
	┃惧種であるヨコハマナガゴミムシの国内唯一の生息地が確認されている。水際┃
	部には絶滅危惧種であるタコノアシ、カンエンガヤツリの植生が見られ、水域
	にはテナガエビ、スジエビなどの甲殻類が生息し、回遊魚であるアユの遡上が
	確認されている。
	河口に向かって広がる下流域には、事業所や住宅が密集し、河口付近は多く
	の埋め立てが行われ、京浜工業地帯が立地している。河川は、高水敷がなく、

鶴見川水系河川整備基本方針(案)

取付部の築堤、掘削、しゅんせつ、護岸等の工事を進め、さらに昭和28年から1護岸等の工事を進めた。 亀の子橋地点から上流について築堤、護岸等を実施したが、昭和33年9月洪水 にかんがみ、昭和41年に計画高水流量を900m³/secに改定した。

また、昭和41年6月洪水による出水の状況、流域の開発状況等にかんがみ、「画高水流量を900 m³/sとする工事実施基本計画を策定した。 昭和49年に基準地点末吉橋における基本高水のピーク流量を2.300m³/secとし、 m³/secとする計画に改定した。この計画に基づき、本川下流における大規模な している。

さらに、その後の流域の開発状況等にかんがみ、総合的な治水対策を推進す 節し、計画高水流量を1.800m³/secとする現計画を決定した。

水際部のほとんどが直立した護岸で整備されているが、一部の水際部にはタコ ノアシなどの植生が見られる。汽水性のスズキ、マハゼなどの魚類の生息や絶 滅危惧種のコアジサシなどの鳥類が見られる。

鶴見川の治水事業としては、昭和13年6月洪水の被災家屋約11,800戸に及ぶ水 治水事業の沿革は、昭和13年6月洪水にかんがみ、昭和14 年から直轄事業と|害を契機として、昭和14年に直轄事業として末吉橋地点における計画高水流量 して末吉橋地点における計画高水流量を650 m³/secとし、本川下流部及び支川|を650m³/sとする改修計画を策定し、本川下流部及び支川の築堤、掘削、浚渫、

> その後、昭和33年9月洪水では、ほぼ流域全域で氾濫し、被災家屋約20,000 |戸を超える被害となった。これに鑑み、昭和43年に基準地点末吉橋における計

また、昭和41年6月洪水で被災家屋約18,600戸に及んだことや昭和30年代中 中流部に設置する放水路又は調節池で500m³/sec調節し、計画高水流量を1,800 頃からの流域の急激な開発状況等を考慮し、昭和49年に基準地点末吉橋におけ |る基本高水のピーク流量を2,300m³/sとし、中流部で放水路等により500m³/s しゅんせつ、堀削、築堤及び護岸の工事を実施し、鶴見川多目的遊水地を建設|調節を行い、計画高水流量を1,800m³/sとする工事実施基本計画の改訂を行っ た。

しかし、水害の頻発を受け、上流域の急激な市街化が元来有していた保水・ るとともに、基準地点末吉橋における基本高水のピーク流量を2.600m³/secと|遊水機能を減少させ水害を助長しているとの認識が高まり、昭和51年に「鶴見 し、これを鶴見川多目的遊水地、放水路及び上流調節池群により800m³/sec調|川流域水防災計画委員会」が設立され、総合治水対策の確立に向け動き出した。 その後昭和51年9月洪水で被災家屋約3.950戸に及ぶ水害が発生したことも受 け、昭和54年には「総合治水対策特定河川」に指定され、昭和55年に「鶴見川 |流域総合治水対策協議会」を設立し、昭和56年に「鶴見川流域整備計画」を策 定した。大規模な河道浚渫などを当時の最先端技術を活用し行い、基準地点末 吉橋の洪水流下能力を950 m³/sに向上させた。

> その後も市街化の進行は衰えを見せず、「鶴見川流域整備計画」で想定した 市街化率に達したことなどから、同計画を見直し、「鶴見川新流域整備計画」 を平成元年に策定した。

> 平成6年には流域の更なる市街地化に鑑み、基準地点末吉橋における基本高 水のピーク流量を2.600 m³/sとし、これを鶴見川多目的遊水地等の洪水調節施

<u>------------------------------------</u>	水糸冲川整備基本方針(条)の対比表	
鶴見川水系工事実施基本計画	鶴見川水系河川整備基本方針(案)	
	設により800m³/s調節し、計画高水流量を1,800m³/sとする工事実施基本計画 の改訂を行い、鶴見川多目的遊水地が平成15年に完成した。	
河川の利用については、農業用水として約150haの耕地のかんがい及び工業 用水に利用されている。	河川水の利用については、流域の開発に伴い減少しつつあるものの、現在でも、農業用水として約130haの耕地のかんがいに利用されるとともに、工業用水としても利用されている。また、鶴見川流域では、生活用水のほとんどが流域外から導水されている。	
	水質については、高度経済成長期の開発に伴う人口の増加や工場の立地等により、昭和40年代前半から急激に悪化し、BOD75%値が環境基準値を大きく超過する状態が続いていたが、下水道整備の進捗や水質汚濁防止法等による排水規制の実施等により水質は改善してきており、中流部の一部区間(環境基準地点亀の子橋)を除いて、環境基準値は満足している。中下流部では、河川水に占める下水道処理水の割合が大きく、BOD値の大半が処理水中のアンモニア性窒素等の無機物に起因するN-BODであることが確認されており、下水道処理水の影響が大きい都市河川特有の傾向を示している。	
	河川の利用については、市街地における貴重な自然空間として、堤防や中下流部の高水敷が散策やサイクリングなどに、また水面は、釣り、水遊びなどに盛んに利用されている。また、流域での市民活動も盛んであり、環境意識の高まりを背景としたクリーンアップ活動、環境学習などのさまざまなイベントの開催や、市民の自発的かつ日常的な取り組みが行われている。また、環境学習の場及び流域の情報発信や交流の拠点として「鶴見川流域センター」が平成15年に開設され、行政・市民一体となった施設の利用・運用が図られている。	
	河川の維持管理については、平成12年から市民が行政と協働で行う河川管理 を実践する「リバーシビックマネージャー制度("川の市民管理者"制度)を 導入している。	

鶴見川水系工事実施基本計画	鶴見川水系河川整備基本方針(案)
	鶴見川では、流域の諸課題に対し、水循環系の健全化の視点から、洪水時の安全度向上、平常時の水環境の改善、流域の自然環境の保全・回復、震災・火災時の安全支援及び流域意識を育む水辺ふれあいの促進を総合的にマネジメントする流域計画として「鶴見川流域水マスタープラン」を、国並びに流域の関係機関で組織する「鶴見川流域水協議会」で平成16年に策定した。その実現に向けては、鶴見川流域サミットにおいて「鶴見川流域水マスタープラン推進宣言」が行われ、自然と共存する持続可能な社会の再生をめざすことが確認された。また、「鶴見川流域水協議会」と、流域市民の主体的な参加を求める「鶴見川流域水懇談会」の相互の協働により「鶴見川流域水マスタープラン」の推進を図っていく枠組みが確立された。

鶴見川水系河川整備基本方針(案)

本水系における河川の総合的な保全と利用に関する基本方針としては、河上の鶴見川水系では、流域の急激な市街化が水循環系に大きな変化を与えたこと 川工事の現状、治山工事の実施、水害発生の状況及び河川の利用の現況(水│を踏まえ、流域の水循環系の健全化の視点から、自然と共存する持続可能な社 産資源の保護及び漁業を含む)並びに河川環境の保全を考慮し、また関連地|会の再生をめざすべく、洪水から貴重な生命・財産を守り、市民が安心して暮 |域における社会・経済情勢の発展に即応するよう首都圏整備計画等との調整||らせる社会基盤の整備を図るとともに、市街化による流域の水循環系への負荷 を図り、かつ土地改良事業、下水道事業等との関連工事および既存の水利施|を土地利用誘導などにより抑制し、都市域の貴重な自然環境や、豊かで清らか 設等の機能の維持を十分配慮して、水源から河口まで一貫した計画のもとに、「な水環境を保全・創出するため、関係機関、市民と連携し流域一体となって、 しばしば水害の発生している地域についての対策を重点として次のように工|治水・利水・環境に関わる施策を総合的に展開する。 事を実施するものとする。

対策を推進する。

さらに、流域と調和し、都市を潤すふれあいの川として水辺空間の創出を図しての目標を明確にして、河川の総合的な保全と利用を図る。 る等、河川環境の計画的な保全と整備を図る。

(2)河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

このような考え方のもとに、市街化が進行した流域の現状及び将来、河川整 保全に関しては、町田市、横浜市北東部及び川崎市を洪水から防御するため、│備の現状、森林等の流域の状況、水害発生の状況、河川の利用の現状、及び流 築堤、堀削、しゅんせつを行って河積を増大し、護岸等を施工する。また、横|域の自然環境と河川環境の繋がりや保全等を考慮し、地域の社会、経済情勢と 浜市鶴見区については高潮対策事業を行う。さらに、流域の著しい都市化の進|の調和や首都圏整備計画、環境基本計画等との調整を図り、かつ、下水道事業、 展に対処するため、流域の保水・遊水機能を適切に確保する等、総合的な治水|土地改良事業等の関連事業及び既存の水利施設等の機能の維持に十分配慮し て、水源から河口まで一貫した計画のもとに、段階的な整備を進めるにあたっ

河川の維持管理に関しては、災害発生の防止、河川の適正な利用、流水の正 利用に関しては、流域内各地の発展に対して合理的な水利用の促進を図る。「常な機能の維持及び河川環境の整備と保全の観点から、河川の有する多面的機 能を十分に発揮できるよう適切に行う。

ア、災害の発生の防止又は軽減

災害の発生の防止又は軽減に関しては、鶴見川流域では著しく市街化が進行 し、また、人口過密地域であることに鑑み、流域での保水・遊水機能を適切に |維持・確保する等の流域が一体となった総合的な浸水被害対策を下水道管理 者、地方公共団体等関係機関、市民と連携し推進する。沿川地域を洪水から防 御するため、流域内の洪水調節施設により洪水調節を行うとともに、自然環境 や景観並びに河川利用に配慮しながら、堤防の拡築、河道掘削等を行い河積を 増大させ、護岸等を施工し、計画規模の洪水を安全に流下させる。また、高潮

	「「ハボバ川正開坐中ガゴ(来)の対比な
鶴見川水系工事実施基本計画	鶴見川水系河川整備基本方針(案)
	対策を実施するとともに、内水被害の軽減対策についても、関係機関と連携を
	図りながら対策を進めていく。
	堤防、洪水調節施設等の河川管理施設の機能を確保するため、巡視、点検、
	維持補修、機能改善などを計画的に行うことにより、常に良好な状態を保持し
	つつ、施設管理の高度化、効率化を図る。
	また、鶴見川流域は「南関東地域直下の地震により著しい被害を生じるおそ
	れのある地域」に指定されており、地震防災を図るため、堤防の耐震対策を講
	じるほか、復旧資機材の備蓄、情報の収集・伝達、復旧活動の拠点等を目的と
	する防災拠点及び輸送のための施設整備を行う。
	さらに、整備途上段階での施設能力以上の洪水や計画規模を上回る洪水が発
	生した場合においても、できるだけ被害を軽減できるよう必要に応じた対策を
	実施する。
	また、洪水による被害を極力抑えるため、ハザードマップ作成の支援、災害
	関連情報の提供、共有化等により、洪水時のみならず平常時から防災意識の向
	上を図るとともに、既往洪水の実績等も踏まえ、洪水予報や水防警報などの情
	報伝達の強化、水防活動との連携、迅速かつ円滑な河川情報の収集と情報伝達
	体制及び警戒避難体制の充実を図る。さらに、災害に強いまちづくりのため、
	地域防災計画や土地利用計画との調整、住まい方の工夫、防災教育の推進、水
	防拠点の整備等総合的な被害軽減対策を関係機関や地域住民等と連携して推進
	する。
	本支川及び上下流間バランスを考慮し水系一貫とした河川整備を行う。
	イ・河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持
	河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関しては、既存の水利用、
	動植物の生息・生育環境、景観などを考慮しつつ、関係機関と連携を図り、緑
	地保全などの雨水浸透機能の維持促進、地下水の保全・涵養、湧水の回復等に
	より、豊かで清らかな水環境の保全・回復など水循環系の健全化を図るととも

	川小尔乃川歪用を平力到(宋)の対比な
鶴見川水系工事実施基本計画	鶴見川水系河川整備基本方針(案)
	に、震災・火災時の河川水の利用に資する。
	ウ.河川環境の整備と保全
	河川環境の整備と保全に関しては、都市域内の貴重な自然環境や多様な動植
	物の生息・生育環境の保全・回復に努めるとともに、流域に残された源流域の
	まとまった緑地や点在する緑地等の自然環境を関係機関と連携し河川などで結
	ぶ水と緑のネットワークの形成を図り、自然環境を次世代に引き継ぐよう努め
	る。さらに、身近に自然とふれあえる場の確保を図る。このため、流域の自然
	的・社会的状況を踏まえ、河川環境の整備と保全が適切に行われるよう、空間
	管理等の目標を定め、地域と連携しながら川づくりを推進する。
	動植物の生息地・生育地の保全については、流域に残された自然環境と河川
	環境の生態的な繋がりの重要性も考慮しつつ、水域から陸域の連続性の確保な
	ど多様な動植物の生息・生育環境の保全・再生に努める。また、絶滅が危惧さ
	れるヨコハマナガゴミムシ等の生息・生育環境の保全に努める。
	- ウバか見知の姓は、形成については、明方までウがか河川見知を姓はまでし
	良好な景観の維持・形成については、現存する良好な河川景観を維持すると ともに、川と調和した沿川のまちづくりを関係機関と連携し進め、良好な河川
	こもに、川 こ調和 した
	京観の形成を図る。
	│ │ 人と河川との豊かなふれあい活動の場の維持・形成については、うるおいの
	ある暮らしを実現するため、河川とのふれあいを通じて流域の水循環系などに
	関する理解を促す学習を促進する場の整備・保全を図る。
	100) O THE CK) I B CK C) O WO THE WITCHOO
	│ │ 水質については、流水に占める下水道処理水の割合が大きいため、流量の増
	加のみによって改善を図るのではなく、下水道管理者等関係機関や市民と連携
	し、汚濁負荷量の削減や湧水の回復などにより、環境基準を満足していない一
	部区間においても早期に満足するとともに、更なる水質改善に向け、人々が水
	とふれあえ多様な動植物が生息・生育する、豊かで清らかな水環境の保全・再

鶴見川水系工事実施基本計画	鶴見川水系河川整備基本方針(案)
生の 生の 重が 性が 環が 反に にに 展記	の取り組みを進める。 河川敷地の占用及び許可工作物の設置、管理においては、都市域にあって貴語な動植物の生息・生育空間及びオープンスペースである河川敷地の多様な特定を踏まえ、河川敷地の保全と利用が適正に行われるよう、治水・利水・河川環境との調和を図る。 環境に関する情報収集やモニタリングを適切に行い、河川整備や維持管理に延映させる。 地域の魅力と活力を引き出す積極的な河川管理を推進する。そのため、河川で関する情報を市民と幅広く共有し、市民、関係機関との連携・協働をより発いさせ、河川利用に関する安全教育、環境学習等の充実を図るとともに、市民を加による河川清掃、河川愛護活動等を推進する。

鶴見川水系河川整備基本方針(案)

- 2.河川工事の実施の基本となるべき計画に関する事項
- (1)基本高水並びにその河道及び洪水調節ダム等への配分に関する事項

基本高水のピーク流量は、鶴見川流域の近年における出水の状況及び流域の 橋地点において2,600m³/secとし、これを鶴見川多目的遊水地、放水路及び上 流調節池群により800m³/sec調節し、河道への配分流量を1,800m³/secとする。

基本高水ピーク流量等一覧表 単位: m³/sec

河川名	基準	基本高水の	ダム等によ	河道への
	地点	ピーク流量	る調節流量	配分流量
鶴見川	末吉橋	2,600	800	1,800

- 2 . 河川の整備の基本となるべき事項
- (1)基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項

鶴見川流域の近年における出水の状況、流域の開発状況等を考慮し、降雨及 開発状況等を考慮し、降雨及び出水特性を調査検討した結果、基準地点、末吉「び出水特性を調査検討した結果、流域において流出抑制対策を講じない場合の |洪水のピーク流量は基準地点末吉橋地点において 2.860 m³/s となる。この流 |量に対し、流域における雨水貯留浸透施設の設置等を考慮して、基本高水のピ ーク流量は同地点において 2,600 m³/s とし、このうち流域内の洪水調節施設 により 800 m³/s を調節して河道への配分流量を 1.800 m³/s とする。

基本高水のピーク流量等一覧表

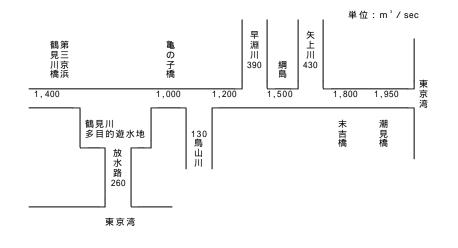
河川名	基準地点	基本高水の ピーク流量 (㎡/s)	洪水調節施設に よる調節流量 (m/s)	河道への 配分流量 (m /s)
鶴見川	末吉橋	2,600	800	1,800

鶴見川水系河川整備基本方針(案)

(2)主要な地点における計画高水流量に関する事項

計画高水流量は、第三京浜鶴見川橋地点において1,400m³/secとし、鳥山川、 見川多目的遊水地及び放水路により洪水調節し、末吉橋地点において1,800 m³/ 00 m³/s、潮見橋地点において1,950 m³/sとする。 secとする。

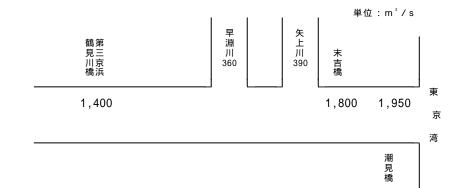
鶴見川計画高水流量図



(2)主要な地点における計画高水流量に関する事項

計画高水流量は、第三京浜鶴見川橋地点において1,400m³/sとし、早淵川、矢 早淵川、矢上川等のそれぞれの合流量及びポンプ排水量を合わせ、さらに、鶴 上川等のそれぞれの合流量及びポンプ排水量をあわせ、末吉橋地点において1.8

鶴見川計画高水流量図



鶴見川水系工事実施基本計画

鶴見川水系河川整備基本方針(案)

- 3.河川工事の実施に関する事項
- (1)主要な地点における計画水位、計画横断形その他河道計画に関する 重要な事項
 - イ.計画高水位

本水系の主要な地点における計画高水位は次表のとおりとする。

主要な地点における計画高水位一覧表

× ·o	-6 m 10 07 17		見化	
河川名	基準点	河口または 合流点から	計画高水位	備考
		の距離(km)	T.P(m)	
鶴見川	第三京浜	15.4	9.28	
	鶴見川橋			
	亀の子橋	13.8	8.24	
	綱島	9.0	5.40	
	末吉橋	5.8	3.79	
	潮見橋	1.0	4.50	計画高潮位
				2.48

(注)T.P.:東京湾中等潮位

:高潮堤防

(3)主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項

本水系の主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る概ねの川幅は、次表のとおりとする。

主要な地点における計画高水位及び川幅一覧表

河川名	地点名	河口または 合流点から	計画高水位	川幅
		の距離(km)	T.P(m)	(m)
鶴見川	第三京浜 鶴見川橋	15.4	9.28	90
	末吉橋	5.8	3.79	110
	潮見橋	1.0	2.48	130

T.P.: 東京湾中等潮位

:計画高潮位

鶴見川水系工事実施基本計画	鶴見川水系河川整備基本方針(案)
(3)主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関 する事項	(4)主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関す る事項
鶴見川における既得水利としては、落合橋地点から下流において、農業用水として約0.5m³/sec、工業用水として、感潮区間において0.555m³/secである。これに対して落合橋における過去12年間の平均渇水流量は3.2m³/sec平均低水流量は4.1m³/secである。流水の正常な機能を維持するため必要な流量については、流水の清潔の保持等について、さらに調査検討のうえ、決定するものとする。	の許可水利とかんがい面積約25haの農業用水利がある。



(参考図)鶴見川水系図